

はじめに

1 - 1 . 交通バリアフリー基本構想策定の背景と目的

2015年には4人に1人が、65歳以上の高齢者になるといわれる21世紀を迎え、着実に人口を増やしてきた千歳市においても、高齢者人口の比率が増えており、高齢社会への移行は確実なものとなっている。

そのような中で、高齢者や障害者そして健常者を含む全ての人々の安全かつ円滑な行動を可能とし、日常生活の利便性向上や積極的に社会活動参加ができる生活環境を作るため、社会環境、特に歩行空間のバリアフリー化を進めることが求められている。

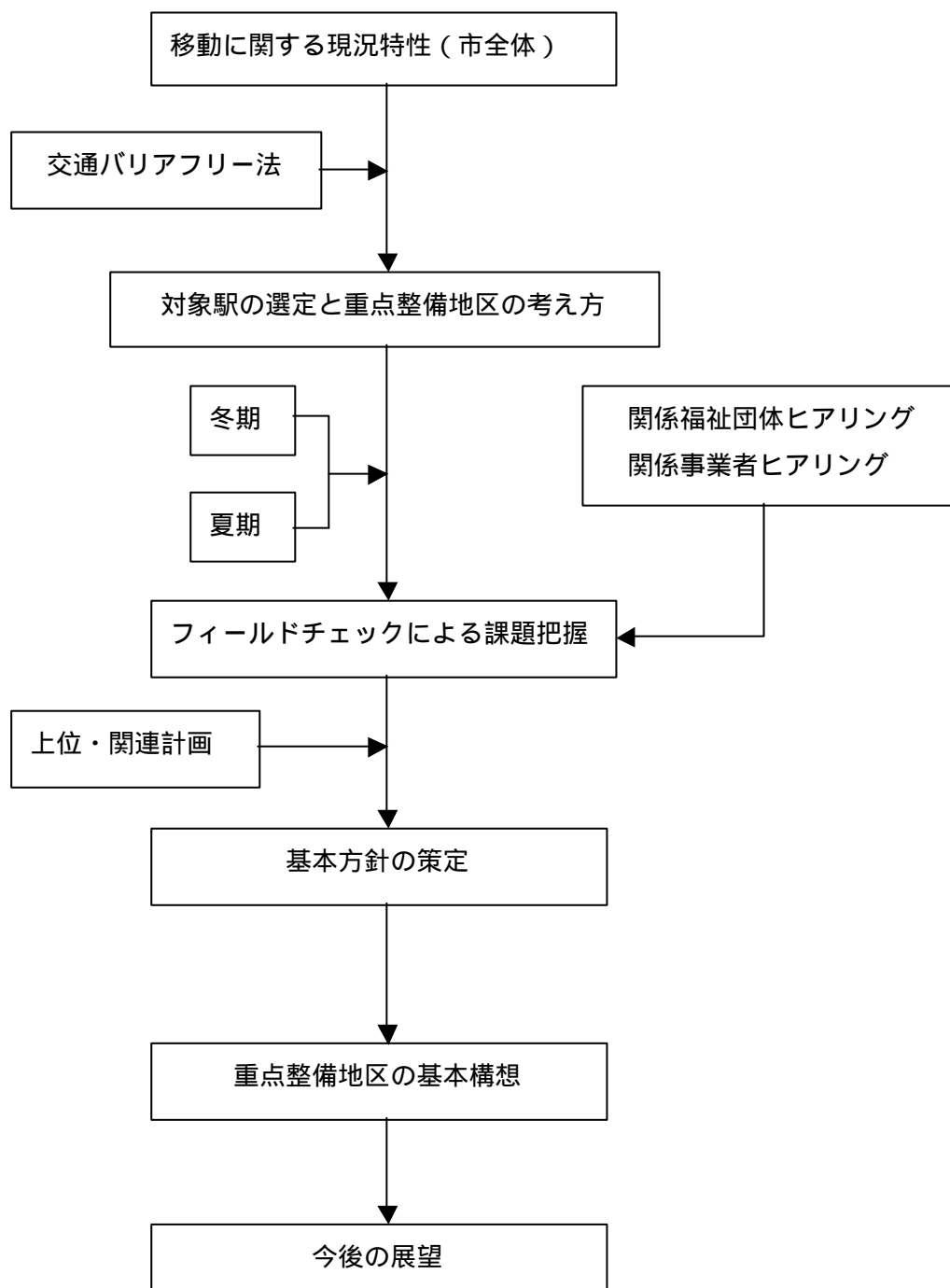
一方、千歳市は北海道の玄関口となる新千歳空港や、その連絡のための交通結節点となる南千歳駅、市の玄関口となる千歳駅、などの交通結節施設を数多く有し、道内における交通の要衝としてその位置づけが高まっている。

これらの社会状況を鑑み、千歳市における福祉のまちづくりに向けて、JR駅利用や駅周辺の文化センターや市役所といった公共公益施設や商業施設等利用の際、利用者が安全で障害が少なく快適に利用でき、また、バリアフリーに配慮した公共的空間の実現を図るため、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を策定することを目的とする。

なお、基本構想策定の対象となる鉄道駅については、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という）」の要件にもある1日の乗降客数5,000人以上、また現在「交通結節点改善事業」が推進中であることから、JR千歳駅を抽出するものとする。

1 - 2 . 構想策定の流れ

(1) 基本構想策定フロー



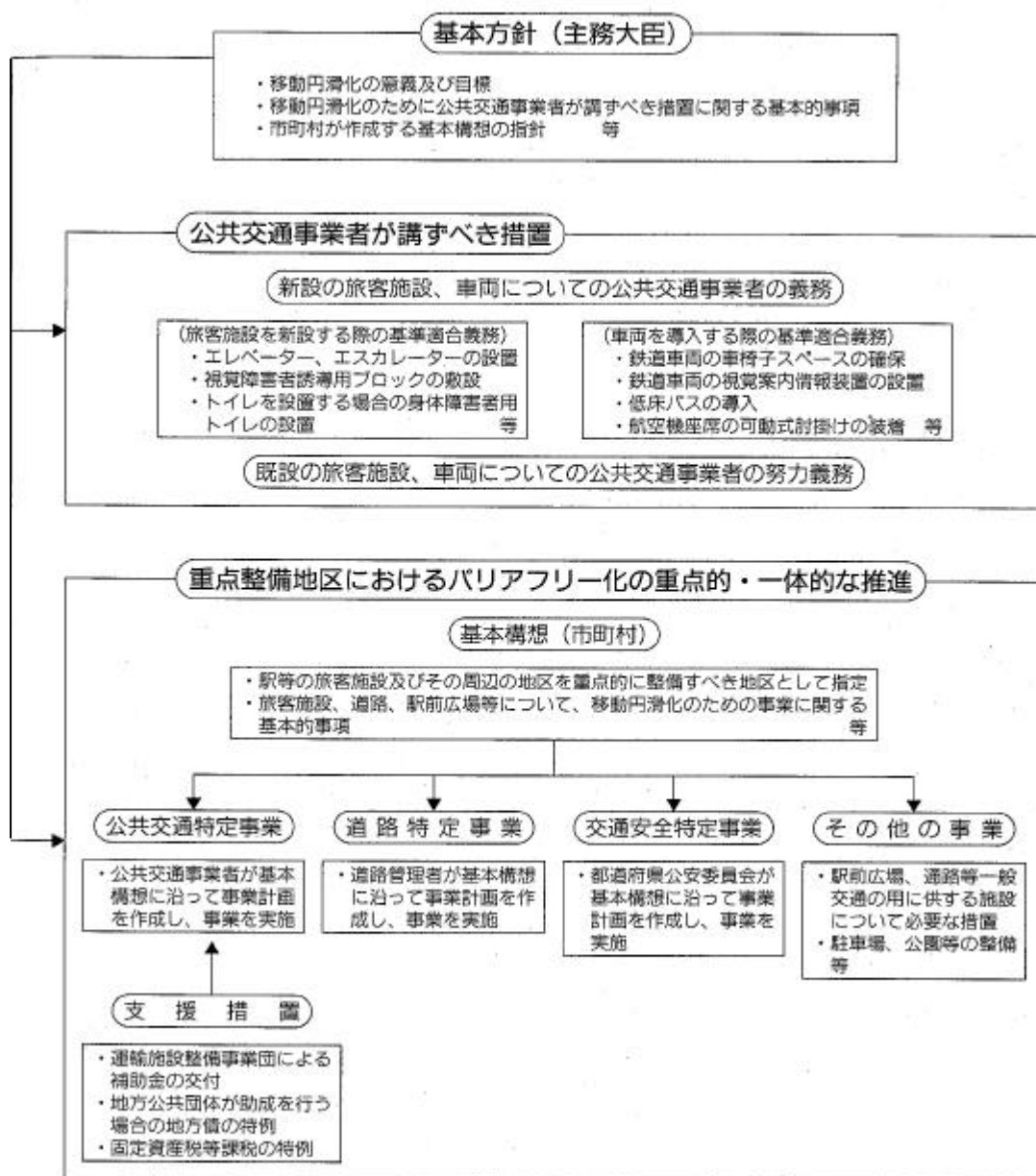
(2) 法の枠組

交通バリアフリー法の枠組みは以下のとおりである。

高齢者、身体障害者等は、公共交通機関を利用して移動する際に、障害のない者よりも大きな身体負担を負うこととなる。このため、法では、その負担を軽減することにより、移動をより容易かつ安全にすることを目指している。

運輸大臣、建設大臣、国家公安委員会及び自治大臣は、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、「移動円滑化の促進に関する基本方針」(平成12年11月15日、国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省 - 告示第1号)を定め、構想立案のアウトラインを示している。

——— 交通バリアフリー法の仕組み ———



(3) 策定スケジュール

	平成 13 年												平成 14 年		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
バリアフリー 専門部会		第1回部会 3/19									第2回部会 12/20		第3回部会 2/19		
・関係団体協議 JR バス事業者 公安 障害者団体 道路管理者(国道) 道路管理者(道道) 道路管理者(市道)	障害者団体 ヒアリング 1/26	障害者団体 現地ヒアリン グ			障害者団体 現地ヒアリング 6/25 7/10		関係事業者ヒアリング 随時(個別)				道路関係 事業者協議 11/29 12/4				
・業務内容					道路関係 事業者協議 6/11		道路関係 事業者協議 8/8								
・現地調査・点検		冬期(積雪期) 3/1			夏期(無積雪期) 6/25 7/10										
策定協議会	ターミナル部会 バス路線網部会 バリアフリー部会	二次素案 基本計画素案 調査概要	ターミナル部会 バス路線網部会 バリアフリー部会	基本計画原案 基本計画原案 問題・課題の整理						バリアフリー部会 基本構想素案提案		バリアフリー部会 基本構想原案承認			
市長提案		市長提案												市長提案	
市内イベント	千歳・支笏湖 氷瀑まつり 千歳市民歩 くスキーの 集い		支笏湖湖水 開き		支笏湖湖水まつり 千歳市民夏まつり 北海道スカイ&ピ アフェスタちとせ		インディ アン水車まつ り 千歳・日航国 際マラソン	支笏湖紅葉 まつり		12/4~17 議 会	千歳・支笏湖 氷瀑まつり	千歳・支笏湖 氷瀑まつり 千歳市民歩 くスキーの 集い			